

第5回

京都市商業集積審議会

議 事 録

日 時：平成28年9月8日（木）午前10時～10時50分

場 所：職員会館かもがわ

開 会

●事務局（木村課長） ただ今から、第5回京都市商業集積審議会を開催いたします。本日は、委員の皆様方にはご多忙中、また大変豪雨のなか、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

まず本日の委員の方々のご出席状況でございますが、6名の委員にご出席をいただいております。したがって、京都市商業集積審議会規則第3条第3項の規定によりまして、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは審議会の開会にあたりまして、京都市産業観光局商工部長の安河内から一言ご挨拶をさせていただきます。

●安河内部長 皆様、おはようございます。本日は大変お忙しいなか、またお足元の悪いなか、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。

前回6月3日の審議会では、右京区の太秦エリアの用途地域の見直しが予定されていることをご説明させていただきました。本日はこの用途地域の変更に伴いますガイドプランの見直しについてご審議をお願い申し上げます。また後ほどご説明申し上げますけれどもこの地区も含めまして、これまで大変丁寧にご議論をいただきまいりましたガイドプランの見直し案につきましては、今後パブリックコメントを実施したうえで、審議会からのご答申をいただきたい。そして今年度末までに、ガイドプランの変更を行うというスケジュールで進めてまいりたいと思っています。

本日も引き続き、活発なご議論を賜りますようお願い申し上げます。

●事務局（木村課長） それではまずお手許にございます資料等の確認をさせていただきます。各委員のお手許には審議会次第、諮問書の写しと、ホチキス止めになっております資料でございますが、資料1といたしまして「第4回京都市商業集積審議会の概要」、資料2といたしまして「太秦娯楽・レクリエーション地区」の都市計画変更について、資料3といたしまして「太秦娯楽・レクリエーション地区」における京都市商業集積ガイドプランのゾーニング見直し案、資料4といたしまして「これまでの京都市商業集積ガイドプランのゾーニング変更案」、資料5といたしまして「京都市商業集積審議会の今後のスケジュール案」を置かせていただいております。すべて揃っておりますでしょうか。

報道関係者の方用には、「本日の閲覧資料」を後方の閲覧台に備えておりますので、ここでご覧いただきますようお願いいたします。

それでは審議会を始めたいと思います。高田会長、よろしくお願いいたします。

議 題

1 諮問

●高田会長 それでは第5回京都市商業集積審議会を始めさせていただきます。まず、議題1で「諮問」でございます。京都市から諮問を受けたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（木村課長） 委員のお手許にお配りしております諮問書をご覧くださいませようをお願いいたします。「京都市商業集積審議会会長 高田昇様。京都市長 門川大作。京都市商業集積ガイドプランの変更について（諮問）。都市計画法上の用途地域の変更（平成28年8月12日決定告示）を踏まえ、下記の地域の京都市商業集積ガイドプランの取扱いについて、審議のうえ意見を提出されるよう諮問します。記。太秦娯楽・レクリエーション地区」。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

●高田会長 ありがとうございます。それでは諮問を受けまして具体的な議論に入りたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願い致します。

2 「太秦娯楽・レクリエーション地区」における京都市商業集積ガイドプランのゾーニング見直し案について

●高田会長 それでは早速議題2の「太秦娯楽・レクリエーション地区」の都市計画変更についてでございます。これについて事務局から説明をお願いします。

●事務局（藤本係長） それでは事務局のほうからご説明申し上げます。この議題につきましては、先ほどもありましたとおり、前回審議会において要旨のご説明をさせていただいておりますので、まずお手許の資料1「第4回審議会の概要」をご確認いただきたいと思います。お手許資料1の裏面になります2ページをご覧くださいませでしょうか。

資料の中程の少し下になりますが、「5 その他（東映太秦映画村の都市計画の見直しについて）」の部分でございます。そのまま読みあげさせていただきます。

「東映太秦映画村については、更なる娯楽・レクリエーション機能の充実を図るため、用途地域及び特別用途地区の見直しを予定している。具体的には、現在は駐車場用地としている地区についてもアミューズメント施設のある地区と同様に用途地域を「第二種住居地域」とし、あわせて特別用途地区「太秦娯楽・レクリエーション地区」に指定するものである。

これに伴い、現在はガイドプランの対象外（白地）となっている駐車場用地部分についてガイドプランの変更を行う必要があるため、今回の審議会にて詳細を説明し、意見交換を行いたい」とさせていただいております。

前回の審議会の時点では都市計画決定前でしたので、こうした問題提起に留めておりましたけれども、このたび8月12日に、この特別用途地区や用途地域の変更が決定されましたことを受けまして、今回それに合わせたガイドプランの見直しを検討するものでございます。

続きまして3ページ以降の資料2をご覧ください。こちらは先日行われました都市計画審議会の、「太秦娯楽・レクリエーション地区の用途地域の変更」に関する資料でございます。まず1枚おめくりいただきまして「議事内容について」と書かれた資料の、(1)の趣旨を読みあげさせていただきます。

「右京区太秦に位置する「太秦娯楽・レクリエーション地区」は、映像産業・文化の発信拠点であるとともに、映像を活かした観光施設として土地利用が行われており、娯楽・

レクリエーションの拠点として適正な都市機能を確保するとともに、周辺の住環境と調和した良好な市街地環境の形成を図るため、平成8年5月に、地区計画の決定に合わせて、用途制限を緩和する娯楽・レクリエーション地区（特別用途地区）を決定している。

今回、本地区において、更なる情報発信機能と地域資源を活かした娯楽・レクリエーション機能の充実を図るため、同地区の北側の用地において、娯楽・レクリエーション地区の区域の拡大を行うとともに、用途地域、高度地区及び地区計画を変更するものである」とされています。

資料の9ページも併せてご覧いただけますでしょうか。現在の地区の概要を載せております。簡単に申しあげますと北側がJR嵯峨野線、東側が城北街道と記されております市道太秦経91号線に接してありまして、西側が京福電鉄の線路沿いの道路に接してあります。厳密に申しますとJRや道路の敷地がありますけれども、一般の住宅に供されているような敷地はなく、概ね全エリアが太秦映画村の用地として利用されています。

5ページにお戻りいただきまして、(2)変更の概要でございます。ここは、アの用途地域の変更と、それに関連してイの娯楽・レクリエーション地区の変更（太秦娯楽・レクリエーション地区（特別用途地区）の変更）の2点のみのご説明とさせていただきます。まず、(ア)の変更内容です。読みあげますと「本地区の北側の約1.6ヘクタールの用地について、第一種中高層住居専用地域（200/60）から第二種住居地域（200/60）に変更する」。続きまして少し飛ばして、イの娯楽・レクリエーション地区の変更でございます。

(ア)変更内容として、「本地区の北側に隣接する約1.6ヘクタールの用地に太秦娯楽・レクリエーション地区の区域を拡大する」。

ただいま読みあげました用途地域の変更と、娯楽・レクリエーション地区の変更と、それぞれの項目について、またたびたびで申し訳ありませんが10ページも併せてご確認ください。この10ページでB地区と書かれているのが今回用途地域の変更となる地区であり、かつ娯楽・レクリエーション地区としてA地区から拡大される区域です。説明図面上はB地区の部分で道路のようなものが描かれていますが、現状は太秦映画村の駐車場用地となっており、こちらも従来のA地区同様、現時点で映画村の敷地のみで、ほかに一般住宅に供されている土地はございません。

なお、議事内容について先ほどの5ページの読みあげで省いたところですが、「太秦経91号線の道路中心で云々」という記述が出ております。こちらはお手許の11ページにありますとおり、敷地の東側に接している道路ですが何年か前に道路の拡幅をされていまして、こちらが用途地域や特別用途地域の適用が拡幅以前に行われていたため、拡幅以前の道路の中心線が境界線となっており、今回の見直しを機にこれの整合を図るものとなっております。

また、10ページ中のB地区におきまして、東側の境界線の部分、地図でいいますと右上の角の部分ですが、こちらが道路から隣接する住宅地に赤い線がはみ出しているように見えるのですが、これも地図自体が拡幅前の地図でして、区域のほうは拡幅後の境界の区域となっておりますのでこのように見えているのですけれども、実質は道路が拡幅済みとなっております。現状はこのように住宅地に区域がはみ出しているということではございません。

こちらを踏まえまして検討したガイドプランの見直し案が、15ページの資料3のところになります。

上の図が変更前の現時点のもの、下の図が変更後の案とさせていただきます。赤線で囲まれた①と書かれた部分について、現行はガイドプランの指定がない、いわゆる白地の部分となっています。これはこれまで用途地域が第一種中高層住居専用地域となっておりましたので、物販店舗については用途地域で制限されていて500平米、かつ2階建てのものしか建てられなかったのですが、ガイドプランによる制限が不要だったため、現時点ではガイドプランの指定がない区域となっているものです。

これがこのたび用途地域が第二種住居地域となりますので、第二種住居地域ですと大きめのスーパーなど、1万平米までの物販店舗が建設可能となりますので、ガイドプランとしても何らかのゾーニングが必要になってくるということでございます。

では、こういったゾーンを適用するのがいいのかということですが、今回の都市計画の変更は映画村の敷地における特別用途地域の拡大ということで、用途地域も現在の映画村敷地に適用されている第二種住居地域が、この①のゾーンにも適用されています。したがってガイドプランについて現在の映画村敷地のゾーニングに合わせて、生活環境保全・共生ゾーン〔住居系〕とするのが妥当だと考えております。なお、望ましい店舗面積の上限の目安は1,000平米、幹線道路沿い3,000平米となっております。

議題2に関する事務局からの説明は以上でございます。

●高田会長 ありがとうございます。前回、ご説明だけをしていただいておりますが、今日改めてご説明をいただきまして、今日この場で方針を皆さんとご相談させていただきたいと思っております。今の事務局からのご説明で、各委員からご質問やご意見があればお願いしたいと思います。順番に若林委員から一言ずつ、何かございましたら。

●若林委員 できればあとのほうで、もう少し考えさせてください。

●高田会長 米田委員さん、何かございましたら。

●米田委員 何の問題もないのではないのでしょうか。逆にそのほうが適正な対応ができると思います。

●高田会長 太田委員さん。

●太田委員 同じく特に問題はないと思います。

●高田会長 すでに都市計画は変わっているということですので、皆さんのご意見もそれほどないようなご説明だったと思います。池垣委員、いかがですか。

●池垣委員 こちらの變更でよろしいのではないかと考えています。

●高田会長 ありがとうございます。若林委員さん、戻ってよろしいですか。

●若林委員 太秦エリアの考え方に基づく變更で、駐車場エリアをA地区と同様にいろいろ

ろな施設が、商業施設等が展開できるようにするという理解でよろしいかと思えます。基本的には長く、この地域で映画の撮影や、映画村があって地域に受け入れられている存在だと想定いたしますけれども、駐車場エリアを拡大することに関して、そうはいつでも基本的にはすぐそこは市街地、住宅地域ですので周りの住民等は、これを見ると公園などがあってそれほど住宅地域になっているように見えませんが、そのあたりのご理解やこれまでの土地利用をめぐって、何か住民からの要望や懸念はないのかというのが一応お尋ねしたい内容です。

●高田会長 もしあったとすれば都市計画の変更の過程で、何かそういうご議論があったかもしれませんが、そのあたりを事務局でわかる範囲で答えていただければと思います。

●事務局（藤本係長） 都市計画の変更にあたっては住民説明会を行っているように聞いております。その場で特に大きな問題は聞いておりません。

●高田会長 ついでとっては何ですが私からも1つお聞きしたいのは、太秦映画村そのものの今後の、現状の集客状況といいますか稼働状態と、今後ここを映画村として全部拡大することの背景として、事業者側に何かお考えがあるのかどうか。そのあたりもし状況がわかれば教えていただきたいと思えます。

●事務局（藤本係長） あくまでも公式なことではないとは思いますが、現状というは修学旅行生などもありますので比較的にぎわっていると聞いています。ただ、やはり最近ですと鉄道博物館ができたとか、そのような大きな何かがあるとお客様の動線も結構変わるということで、先を見据えたいうで決して現状のままでいいとは思っていません。中長期的にはB地区も含めて、もう少し全体的な改修、見直しもやりたいというご意向があるような話も聞いています。

●高田会長 これだけの施設ですからそれなりのタイミングを見計らないながら、少しずつリノベーションしていかないとお客さんに喜ばれないと思えますので、その意味では京都市にとって非常に大事な1つの観光資源ですので、そういう方向で今後続けていただくのは望ましいことだと思います。

市川副会長さん、何かございましたら。

●市川副会長 事務局でお考えのことで致し方ないという言い方はおかしいのですけれども、委員会としては別段、案についてどうこうということはないように思います。

●高田会長 ありがとうございます。1つだけ、ご意見をうかがいましたが、何かほかの委員さんからご意見、ご質問があればご自由にお出しいただけたらと思えますが、何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは事務局案どおり、「太秦娯楽・レクリエーション地区」の拡大部分である①のゾーニングについては、「太秦娯楽・レクリエーション地区」のゾーニングと併せて、「生活環境保全・共生ゾーン [住居系]」とする方針で進めてまいります。

よろしいですね。

3 その他

●高田会長 それでは次の議題にまいります。議題3「その他」でございます。事務局から説明をお願いします。

●事務局（藤本係長） 先ほどの太秦地域をもちまして、これまで諮問させていただいておりました案件については一通りご議論いただき、審議会としての見直し案をご決定いただいたところでございます。これまでからご説明しておりますとおり、今後は市のほうでパブリックコメントを実施して、そこでの市民意見などを踏まえたうえで、最終的に審議会から答申を頂戴したいと考えております。

そこで前回までの審議会で議論し、ご決定いただいたガイドプランの見直し案を、この場で改めてご確認いただきたいと考えております。17ページの資料4をご覧ください。

これまで第3回及び第4回の商業集積審議会におきまして、具体的な地域のゾーニングの見直し案を検討し、方針をご決定いただきました。お手許の資料はその見直し案を一覧化したものでございます。簡単にふり返ってまいりますので、ご確認いただきたいと思っております。

まず、「1 エコ・コンパクトな都市構造を目指した都市計画の見直しを踏まえたガイドプランの見直し」でございます。こちらは駅周辺において用途地域の変更が行われた4地域について、第3回の商業集積審議会において、ガイドプランの見直しを検討したものでございます。まず、①の京都駅周辺エリアでございます。こちらは31m高度地区については、市内外から多くの来訪がある広域拠点としての役割がある地域として、広域型商業集積ゾーンを適用いたします。25m高度地区については、31m高度地区との高さ制限の差などを考慮いたしまして、その他の商業地域、パンフレット上でいいますと「上記ゾーン以外の商業地域」と記載しているところでございますが、こちらを適用することといたします。

次に、②の太秦天神川駅周辺でございます。地域の核となる交通拠点として商業機能についても充実させる地域であることから、地域型商業集積ゾーンを適用いたします。なお、現状は工業地域で店舗面積の上限が8,000平米であることを勘案いたしまして、変更後も内規により店舗面積の上限を8,000平米としたいと考えております。

続きまして、③の竹田駅・くいな橋駅周辺でございます。こちらはほとんどが高度集積地区内にありまして、ゾーニングは引き続き産業機能集積ゾーン（高度集積地区）が適用されるのですけれども、用途地域が商業系に変わるため、店舗面積の上限については「特に定めない」が、「立地条件を考慮した店舗規模」というように変更となります。このうち竹田駅周辺については、地域の核となる交通拠点という役割もありますので特に上限は定めませんけれども、くいな橋の駅周辺については周辺の道路状況等を踏まえて、これまでの店舗規模と変わらず、8,000平米となるように内規のほうで定めさせていただきたいと考えております。また、くいな橋駅東側など、このなかで高度集積地区以外の地域が一部ありますけれども、こちらについては周辺のゾーニング状況を鑑みまして、その他の商業地域を適用したいと考えております。

続きまして、④は桂川駅・洛西口駅周辺でございます。こちらについては用途地域が近隣商業地域に変わった阪急洛西口駅周辺と、府道中山稻荷線沿いのエリアと、その中山稻荷線から少し奥に入った第二種住居地域に変わった地域と、この2つに分けられます。

まず洛西口・府道中山稻荷線沿いについては、イオンモールの開業などで利便性が向上して、最近、住宅が増えている地域ですので、地域に根差した日常の買い物を想定した商業の集積を図るという目的で、近隣型商業育成ゾーンといたします。そしてそれ以外の第二種住居地域のエリアについては、ガイドプランにおいても住居系のゾーンである生活環境保全・共生ゾーンを適用したいと考えております。

なお、⑤として十条駅・上鳥羽口駅周辺と書いておりますけれども、こちらについては都市計画変更の内容が容積率の変更ということで、用途地域の変更を伴うものではありませんので、ガイドプランの変更は行わないとさせていただきます。

以上が第3回の審議会で検討した、駅周辺の用途地域変更に伴うガイドプランの見直しの変更です。

そしてその下ですが、前回第4回の審議会で検討しましたのが「2 京都駅西部エリア JR新駅周辺」でございます。この地域は平成27年3月に京都駅西部エリア活性化将来構想が策定され、また平成31年にはJRの新駅が開業するという予定がありまして、商業的なポテンシャルが高まっている状況です。このなかにおいて七条通の千本通から七本松通は京都市の中央卸売市場が面しているのですが、こちらについては現行のガイドプランが特化型商業誘導ゾーンとなっております。店舗面積の上限が1,000平米となっております。周辺が、特に定めないというエリアや3,000平米というようなところがございまして、この周辺とのゾーニング上の不整合が起きている状況ですので、これを見直すものでございます。

見直しの内容としてはゾーニング自体に変更は行わずに、但し書きによりこちらの地域を加えることによって、店舗面積の上限を3,000平米として周辺との整合性を図ることとしたいと思っております。

今後、これらの5地区に、今回ご議論いただいた太秦地域の見直し案を合わせまして、市民の皆様がよりわかりやすいように制度の解説などを加えて、パブリックコメントの冊子を作成したいと考えております。完成した冊子につきましては、委員の皆様方にも事前にお届けする予定をしております。なお、パブリックコメントのスケジュール等については、後ほどご説明させていただきます。

議題3の説明は以上です。

●高田会長 ありがとうございます。いずれも過去4回の審議会でご説明いただき、諮問もいただいてこの場で方向を定めていただいた件ばかりでございます。復習という意味で今日の太秦地区と合わせて、全部セットでパブリックコメントにかけられるということですので。それと今ちょっと安心したのは、これだけ見てもなかなか理解できないので、わかりやすいリーフレットかパンフレットのようなものをつくっていただければいいですね。

●事務局（藤本係長） なるべくわかりやすいように、図なども付けてつくりたいと思っています。

●高田会長 内容につきましてはすでに検討を重ねてきたわけですが、改めて全体を通してご意見、ご質問があればお出しただければと思います。それから肝心の太秦地区の今日の諮問の件で、私自身の意見を述べるのを失念しておりましたが、今さらながらではございますけれども、事務局のご説明、そして皆さんのご意見とまったく同感でして、ご提案のとおり賛成でございますので改めて申し上げます。

それではこの資料4の内容で何かふり返ってのご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

それぞれ少しここで検討してから時間が経っていることもありますが、何か地域での状況の変化や地域周辺も含めて、いずれも都市計画絡みで検討してきたところが多いと思いますが、そのあたりのご意見が出ているとか、そういった動きがもしあればご紹介しておいていただけたらと思います。特になければ結構です。

●事務局（藤本係長） 2番の京都駅西部エリアJR新駅周辺のところでございます。

●高田会長 前回の。

●事務局（藤本係長） 前回ご検討いただいた部分ですけれども、11月にこのエリアの都市計画の変更といったものを、今、検討していると聞いております。具体的にいうとこのエリアに関していうと容積率の緩和ぐらいですが、それ以外でこの新駅の逆側、東側のエリアについては用途地域が準工業地域になっている部分を近隣商業に変えるような動きをしているということで、地元への説明や縦覧が今始まっているということは聞いております。

●高田会長 まだ審議会が終わっているわけではないので、もしそれが確定すれば、いずれここに反映されることもあるということですか。

●事務局（藤本係長） そうです。ただ、タイミング的にもう11月にということですので。

●高田会長 それを待つて、またこれではちょっと遅れそうです。

●事務局（藤本係長） パブリックコメントとか、この流れではちょっと難しいと思います。

●高田会長 今日は復習だけと置いていたら予習もしないといけないようです。今のことも含めて何かございましたら。特によろしいですか。

●若林委員 1つだけ。このことでこれまでのこの会議の積み重ねで1つずつまとまって、次はパブリックコメントという流れなのでしょうけれども、ご提案がある前にいうのも何ですが、この商業集積ガイドプランのパブリックコメントは、正直なかなか悩ましいのかなと思います。誰に、どういう利害を中心にご理解を求めるのか。あるいはもともと都市

計画の上位で決まっていることに合わせてやっているのです、そちらのほうで大枠のご理解、ご検討はそもそも終わっている。先ほどの私の質問もその関連であるわけですが、「はずである」ということです。

審議会なのでパブリックコメントは京都市の規則でやらざるを得ない、やるルールになっているという理解はあるのですけれども、どのようにパブリックコメントを行うのか。それ以前にパブリックコメントをする意義がどこにあるのかも含めて、ややわかりづらいということが正直にいうとございます。そういうことが、次のいいステップにということだと思いますので、ちょっと思っていることです。別にここで一からご議論くださいというわけではありませんが、そういうことを考えたわけです。

●高田会長 私も同じことは感じるのですが、だから何かやり方を変えるというようにはいかないのですけれども。事務局の見解もお聞きしたいと思いますが、もともとこのガイドプランを努力してまとめていただいた市川副会長さん、何かそのあたりでご意見をいただけましたら。このガイドプランのそのものの意見を市民に問うということは難しいですね。これだけが独立した存在ではないので、基本的には都市計画と連動することがベースになって、他都市では都市計画イコール機械的に当てはめているのを、京都市独自に整合しつつも独自の商業の、わかりやすくいえばボリューム感に関してのガイドラインを定めようということからできてきているのです。その意味でガイドプランは都市計画と違って法律に基づくものではないのです。

●市川副会長 パブリックコメントに関しては、今、若林先生がおっしゃったように、これまでパブリックコメントで出てきた意見が後日、委員会で反映されてということは一度もなかったものですから、制度上といいますか、先ほどお話が出ましたように、委員会としてはしかるべき時期にパブリックコメントをおうかがいして、それを最終的に報告しないといけないという、そういうルールに基づいてやっているような気がします。したがってここで重要な意見の変更や、われわれが見落としていた点をパブリックコメントで指摘されてということは今までなかったように思います。

むしろ委員の方々は、そういうところをきちっと押さえて議論されてきた結果だと思うのですけれども。今、若林先生のご意見をうかがうと、なるほど、なぜやっているのかという、それはルールだから制度的に仕方がないのというように受け取りました。だからといってわれわれが削るわけにはいかない。審議会全体としてやらないといけない。他の審議会もだからやっているような感じがしますが、本当にこれは全体として効率といたしますか、それを全体で、どこかで考えていただくのもありかと思えます。

●高田会長 ありがとうございます。

●若林委員 先ほど私がいった自分の意見をまた否定するような見解をいうと、あなたは何がしたいのかといわれそうですけれども、ただ、他方で都市計画、そしてこの商業集積ガイドプランはそれぞれの土地という重要な、土地所有者、あるいは近隣住民や、あるいはもっと大きくいうと、京都市全体のマクロな社会のことに大きく影響するものであります。実際に出ることはないのだけれどもある種の歯止めとして、大きなガイドプランが

変わることで土地利用のルールが変わるということの意味するわけなので、そのことについて周知するという手続きでもあります。事前に丁寧に説明会をしたといっても、そんなことは聞いていなかったというご意見がもし出るようであれば、いろいろあり得るので、意見が出ないだろうということを前提に、ですからいかに周知するかが主なねらいにはなりません。

土地利用の制限に関わって、と申しましても今回は制限というより緩和ばかりなのでしょうか。そういうことでもありますけれども、それについて特に反論がなければ、あくまで歯止めとしてパブリックコメントというステップがある意義もあるのかなとも思っております。

●高田会長 事務局のお考えもおありだと思いますけれども、この審議会の会長を仰せつかっている立場からいけば、パブリックコメントを経ずして答申という一直線ではなくて、今おっしゃったようにいったん市民の方のどなたでも知ろうとすれば知ることができる。そして当然ご意見があればいただく。そういう場面をもって、それを踏まえて答申させていただくというほうが、確信をもって答申をさせていただけるという意味ではいいことではないかと思えます。

事務局としてのお考えといいますか、なぜパブリックコメントをするのかといわれたらパブリックコメントの原点になってしまうかもしれませんが、このガイドプランに限ってはそのあたりで、市としてのお考えがあればお聞かせいただけたらと思います。

●事務局（木村課長） これまでガイドプランの変更に関わるパブリックコメントは2回ほど実施してまいりました。1回目についてはやはり60件ほど意見が出たという記憶がございます。それはどのような方からかといいますと、やはり事業者の方や市民の方もございました。次の2回目については、あまり大きな変更ではなかったこともありますけれども、ご意見については1件だけ出ていたと記憶しています。このガイドプランですけれども、まちづくり条例の方針の1つとさせていただいておりますので、まちづくり条例そのものが市民の意見を反映させるまちづくり条例となっておりますので、市民の意見を反映した形でつくっていくものだと思っております。

今回、どういったところにまいていくのかということですが、やはり変更になる周辺の方を中心として、あるいは開発等をされるかもしれない事業者の方々などが中心になろうかと思えます。広く一般市民の方にもお知らせとして、若林先生からおっしゃっていただいたように京都市としてはガイドプランをつくって、それによってまちづくりをしていくということをお知らせする1つの機会でもあると思っておりますので、それを含めて今回パブリックコメントをしてご意見を聞かせていただきたいと考えております。

ただ、その意見によって、ただちに再検討ということになるかどうかはちょっとわかりませんが、われわれが気づかなかったようなご意見が出てきた場合には、またご審議いただくことになるかもしれませんが、そういう位置づけでやっていきたいと思っております。

●高田会長 ありがとうございます。この件に関して、またこれまで検討してきたガイドプラン全体の見直しについてのご意見をいただきました。内容そのものよりもパブリック

コメント論になったのですけれども、このガイドプランに関係しては、私の記憶ではガイドプランのパブリックコメントでご意見をいただくのは、関心をもっていただいているという意味ではいいと思えました。ただ、ここで検討した案がパブリックコメントで出てきたご意見で、内容そのものを見直さないといけないというような類のご意見はほとんどなかったと思います。

この件についてよろしいでしょうか。それでは最後に今後のスケジュールについて、今かなりスケジュールにも関連したご意見が出ていますが、事務局から説明をお願いします。

●事務局（藤本係長） 今後のスケジュールについてご説明申しあげます。お手許の 19 ページをご覧ください。資料 5 になります。

第 1 回目の審議会から記載しておりまして、表のやや中程の下の部分に 9 月 8 日、本日の審議会の分を記載しております。第 1 回から第 5 回まで日程と主な議題について記載しておりまして、9 月 8 日の下の太線以下が今後の予定となっております。これまでもありましたとおりパブリックコメントを行うのですが、スケジュールとしては現時点では 10 月下旬から 11 月下旬までを想定しております。

その後、寄せられたご意見を市のほうでとりまとめますので、それをベースに第 6 回の商業集積審議会において最終の答申に向けたご審議をお願いしたいと考えております。その後、答申をいただきまして、今年度中にガイドプランの変更を行いたいと思います。

次回の審議会は 12 月下旬を想定しておりますけれども、詳細については改めてご相談させていただきます。師走の忙しい時期になろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

資料 5 の説明は以上でございます。

●高田会長 ありがとうございます。これからの流れも今ご説明いただきました。スケジュールについて何かご意見はございますか。

1 つ、お聞きしたいのは、今日この審議会としては方針をまとめさせていただいたのですが、パブリックコメントを 1 カ月半余り後にされるというこのタイムラグといいますか、その間に冊子をつくられる時間を入れたスケジュールと理解してよろしいですか。

●事務局（藤本係長） そうです。冊子をつくるとか、市議会関係のスケジュールも若干ありまして、結果的に 1 カ月半ぐらい後になってしまうことになります。

●高田会長 冊子ができたらこの審議会のメンバーにも送ってもらえますか。

●事務局（藤本係長） でき次第、お届けさせていただきたいと思っております。

●高田会長 お願いします。スケジュールについて何かございますか。

——（委員から特に発言なし）——

●高田会長 もっと簡単にすむかと思っていましたが、この間、5回の審議会をして、年内にもう1回ということでございます。皆さん、お忙しいなかではございますが、これで無事に解放と思ったら先ほどの何か予告もありそうですけれども、引き続きよろしく願いしたいと思います。

それではその他、全体を通じて何かご意見、ご意見がございましたらお願いします。

——（委員から特に発言なし）——

●高田会長 事務局から特にございませぬか。よろしいですか。全体を通して何かご意見、ご質問がございましたら。

それでは特にないようですので、本日の審議会をこれで終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡がございましたらお願いします。

●事務局（木村課長） 長時間にわたりご議論いただきまして本当にありがとうございます。先ほど説明をさせていただきましたように、次回は12月の開催を予定しております。できればそれでこの審議会から答申という形にできればと思いますけれども、パブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえまして、答申の確定までできればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。日程のほうにつきましては、また改めて調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。

閉会

●高田会長 ありがとうございます。次回審議会はこれまでの案件すべて通してパブリックコメントの内容の整理もご紹介いただいたうえで、この審議会としての答申案を検討する。その意味では締め括りの場面になるかと思えます。年末のご多忙な折とは思いますが、ぜひ皆様にご出席をお願いしたいと思います。日程は改めて調整していただくということでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは第5回京都市商業集積審議会をこれで終了いたします。どうも皆さん、ありがとうございました。

●事務局 ありがとうございました。